

「導水路はいらない！ 愛知の会」ミニ通信

No.16 (2013. 8. 12)

残暑お見舞い申し上げます

裁判はこの1年、「撤退ルール」(=利水者が独立した判断で事業から撤退できること、及びその場合の撤退負担金算出の仕方を定めたもの)を巡って原告、被告双方の主張が激突しました。

原告(住民)側は、**愛知県は自らの判断で今なら撤退負担金ゼロ円で撤退できる**ことを丁寧に明らかにしましたが、「撤退など考えたこともない」被告(愛知県)側は、第19回口頭弁論(7/18)でギブアップ！ 裁判は、いよいよ証人尋問の段階に進みます。

一方、相次ぐ国政選挙で大勝利の自公政権の下、「公共事業」にじゃぶじゃぶとお金を注ぐ政策がとられ、「導水路事業、検討の場」についても、近いうちに「継続」方向での動きが始まること必至です。

今後とも導水路をめぐる状況に注意し、「中止」を求める声を広げ、粘り強く法廷内外の運動を続けていきましょう。

—「導水路」裁判・原告のみ参加が可能！—

◇お願い 第4回進行協議&弁論準備にご参加を！

- ◆とき 9月11日(火)午前11時30分～
(※午前11時～同20分・1階ロビー集合)
- ◆ところ 事務棟(庁舎東側部分)・第411号審尋室
- ◆協議内容 ① 被告らは、準備書面14「多数の関係者との調整が必要」について説明を述べる。
② 被告側・中根証人について補充の陳述書。